

平成 24 年度 指定管理者監査結果報告書

第一 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第二 監査の対象

公の施設	羽村市農産物直売所
指定管理者	羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合
所管課	産業環境部産業課、財務部契約管財課

第三 監査の範囲

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までに執行された、公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第四 監査の期間

平成 24 年 10 月 22 日から平成 24 年 12 月 26 日まで
説明聴取日 平成 24 年 11 月 13 日

第五 監査の主眼

1 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
- (3) 協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか。
- (6) 業務の履行確認は、実績報告書によりなされているか。

2 指定管理者

- (1) 施設の管理運営及び財産の管理は、適切に行われているか。
- (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
- (3) 会計処理は適正になされているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用料金の設定は適正になされているか。
- (6) 収納事務は適正に行われているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第六 監査の方法

監査にあたっては、「第五 監査の主眼」に基づき、関係資料の審査、担当者からの説明聴取及び現地調査を実施した。

第七 監査の結果

監査の結果は、以下に述べるとおりである。

羽村市農産物直売所

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市農産物直売所
- (2) 所 在 地 羽村市羽加美1丁目32番地1
- (3) 開 設 平成14年3月17日
- (4) 規 模
- | | |
|--------|---|
| ① 敷地面積 | 1,262.45 m ² |
| ② 建物面積 | 330.75 m ² |
| ③ 建物構造 | 鉄骨造平屋建 |
| ④ 建物概要 | 売場 189 m ² テラス部分 47m ² 事務所 34m ²
倉庫 32 m ² その他男女別トイレ、掃除用具入れ等 |
- (5) 指定管理者制度による管理運営委託
羽村市農産物直売所は、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理を行っている。
- ・ 指定期間【第1期】平成17年4月1日～平成19年3月31日（2年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会
 - ・ 指定期間【第2期】平成19年4月1日～平成23年3月31日（4年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会
：西多摩農業協同組合
 - ・ 指定期間【第3期】平成23年4月1日～平成27年3月31日（4年）
指定管理者：羽村市農産物直売所運営委員会
：西多摩農業協同組合

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市農産物直売所（以下「直売所」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成17年4月1日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、上記1の(5)に記すとおりであるが、第2期の指定期間が満了するにあたり、羽村市では、引き続き指定管理者

制度を導入することとし、以下に記載した経緯のとおり、直売所の指定管理者に羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合を選定した。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成 22 年	9 月	1 日	公募の告示 市ホームページに応募要領等掲載・応募要領等配布開始
		13 日	応募方法、提出書類等の説明会及び現地見学会を開催
		21 日	質問受付終了
		29 日	申請受付開始
10 月	8 日		申請締め切り
11 月	2 日		羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
		4 日	羽村市行政改革推進本部会議の開催
12 月	10 日		平成 22 年第 5 回議会（定例会）において、「羽村市農産物直売所の指定管理者の指定について」原案可決
平成 23 年	3 月	7 日	協定書締結
	4 月	1 日	指定管理者による第 3 期の管理運営開始

(2) 羽村市と指定管理者との協定書の主な内容

直売所を適正かつ円滑に管理するために、羽村市は「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」と協定書を締結した。協定書に定める羽村市と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

- ① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興に寄与することにある（協定書第 2 条）。
- ② 指定期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする（協定書第 7 条）。
- ③ 指定管理者の業務の範囲は次のとおりである（協定書第 8.9 条）。
 - 〔本業務〕
 - ・ 直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・ 直売所の使用の承認、不承認及び使用承諾の取消し等に関する業務
 - ・ 直売所の利用料金の収納に関する業務
 - ・ その他、直売所の運営に関し羽村市が必要と認める業務
 - 〔自主事業〕
 - ・ 羽村市農産物直売所条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業
- ④ 羽村市が行う業務の範囲は以下のとおりである（協定書第 10 条）。
 - ・ 不払い利用料金の徴収業務

- ・ 管理施設の目的外使用許可・占用許可
 - ・ 不服申立てに対する決定
- ⑤ 利用料金は、指定管理者の収入とし、羽村市農産物直売所条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする（協定書第 28 条）。
- ⑥ 羽村市は、指定管理者と本協定を締結している期間は、指定管理委託料を支払わないものとする（協定書第 27 条）。
- ⑦ 羽村市の負担する経費等は、下記のとおりである。
- ア 年間 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設及び管理備品の修繕に要する経費（協定書第 17 条）。
 - イ 管理備品の管理備品一覧に記載されている備品の購入又は調達に要する経費（協定書第 21 条第 3 項）。
 - ウ 火災保険料及び施設賠償責任保険料（協定書第 31 条）。
- ⑧ 管理備品は、指定管理者に無償貸与する（協定書第 21 条）。

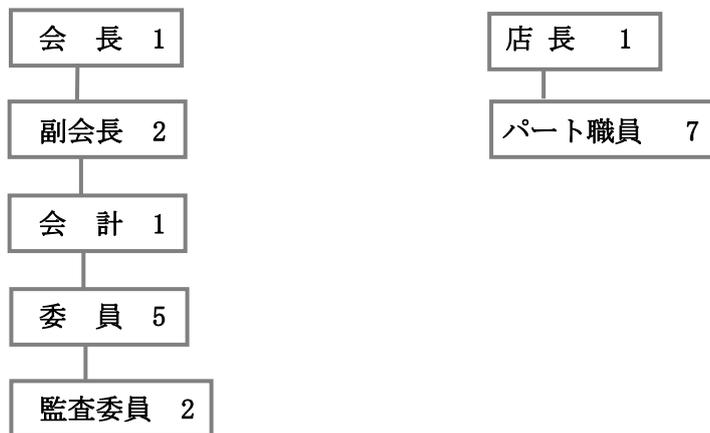
3 事業概要

(1) 組織

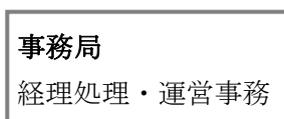
直売所の管理運営は、「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」が行っている。組織体制は以下のとおりである。

【農産物直売所運営委員会】 11 人

【農産物直売所】 8 人



【西多摩農業協同組合】 1 人



※上記の（ ）内の数字は、運営するために必要な人数で、全従業員数とは異なる。

(2) 事業の内容

農産物直売所運営委員会の管理運営は、民間事業者の方向から市内の農業者に農産物等の販売を行う場を提供するため直売所を設置し、もって市民に新鮮な農産物等を供給するとともに市内農業の振興を図ることに目的はある。

指定管理者の主な業務は、直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務、直売所の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務、利用料金の収納に関する業務である。

指定管理者は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故による放射性物質問題が依然終息していないことから、事業の基本方針として、これまでの施設管理運営で培ったノウハウを生かして「食の安全・安心」「地産地消」に取り組み、利用者に喜ばれるより一層充実したサービスを提供することで直売所の目的の実現を目指している。

そのため、放射性物質検査の充実と生産履歴記帳の徹底を図り、更なる品質の向上と安定した栽培及び出荷を充実させるとともに、直売所内外の美化を図り、市民のニーズに応えた購入しやすい店内で、安全・安心な農産物の供給に努めている。

なお、平成 23 年度に実施した事業の状況は、下表のとおりである。

平成 23 年度事業報告

期 日 (平成 23 年)	事 業 名	場 所
4 月 29 日	野菜苗販売	農産物直売所
5 月 6 日	電気設備点検	〃
5 月 23 日	運営委員会	JA にしたま本店
5 月 24 日	東日本大震災義援金 (154,656 円)	会員及びお客様
6 月 3 日	新旧運営委員会	農産物直売所
6 月 7 日	運営委員会	JA にしたま本店
6 月 9 日	運営委員会・会計監査	農産物直売所
6 月 17 日	運営委員会	JA にしたま本店
6 月 23 日	平成 23 年通常総会 羽村市農業団体協議会通常総会と合併	JA にしたま本店
7 月 6 日	運営委員会	農産物直売所
7 月 10 日	節電の取り組み	〃
7 月 22～23 日	2 割引セール・夏野菜試食会	〃
8 月 10 日	JA 年金粗品出荷者打ち合わせ	〃
8 月 14・17 日	JA 年金粗品出荷	JA 各支店
9 月 7 日	運営委員会	農産物直売所
9 月 15～25 日	かぼちゃ重さ当てクイズ実施	〃

10月5日	運営委員会	農産物直売所
10月16日	福祉まつり（農産物の提供）	福祉センター
10月17日	運営委員会	農産物直売所
10月27日	産業祭直売方式 出荷者説明会	〃
11月5～6日	羽村市産業祭（直売方式で販売）	富士見公園
11月9日	運営委員会	農産物直売所
11月11～13日	パンジー・ビオラ 特売実施	〃
11月20日	農ウオークに協力	農業委員会主催
11月21日	視察研修 （JAにしたま役員と運営委員）	国府野菜本舗他
12月2～3日	2割引セール・ 地場産野菜試食会（すいとん）	農産物直売所
12月7日	運営委員会	〃
12月7日	JA 年金粗品出荷者打ち合わせ	〃
12月15～16日	JA 年金粗品出荷	JA 各支店
12月16日	運営委員会	農産物直売所
12月24～30日	歳末大売出しの実施	〃
1月5日（平成24年）	店舗クリーニングの実施	〃
1月6日	初荷	〃
1月10日	運営委員会	〃
1月12～13日	生産履歴講習会	〃
1月30日	土壌診断の実施	〃
2月8日	運営委員会	〃
2月10日	運営委員会及び新年会	やよい寿司
2月29日	雪かきの実施	農産物直売所
3月5日	運営委員会	〃
3月8日	視察研修 （羽村市農業団体協議会と運営委員）	セレサモス他

(3) 販売高、施設利用者（来客）数、販売点数の状況

直売所の販売高、施設利用者（来客）数、販売点数の状況は、第1.2.3表のとおりである。

指定管理者第3期に移行した平成23年度の販売高は、年間1億367万8,944円で、前年度（平成22年度：1億933万6,436円）と比べて565万7,492円（5.2%）の減少、施設利用者（来客）数は、年間13万4,885人で、前年度（平成22年度：14万546人）と比べて5,661人（4.0%）の減少、販売点数は、平成23年度が52万4,075点で、前年度（平成22年度：54万7,745点）と比べて2万3,670点（4.3%）の減少となっている。これは東日本大震災の影響で4,5月の閉店や節電のための営業時間の変更になったこと、冷夏や台風の影響

響で夏季の利用者（来客）数が6～8月まで減少傾向となったことが考えられる。

平成24年度上期の販売高の状況を前年度上期と比較してみても、平成24年度の販売高は、4～9月5,230万7,345円で、前年度（平成23年4～9月：5,757万8,792円）と比べて527万1,447円（9.2%）の減少で、平成24年度の利用者（来客）数も、4～9月6万7,571人で、前年度（平成23年4～9月：7万3,589人）と比べて6,018人（8.2%）の減少、販売点数も、平成24年度が4～9月26万8,687点で、前年度（平成23年4～9月：29万2,549点）と比べて2万3,862点（8.2%）の減少となっている。これは平成24年4月8日、市内全域で春季祭礼のため生産者から出荷が無かったことや、放射能検査、景気の低迷による買い控えも考えられる。

第1表 販売高

（単位：円）

月	H22年度	H23年度	比較	H23上期	H24上期	比較
4	7,876,349	7,864,875	▲11,474	7,864,875	7,373,990	▲490,885
5	11,123,302	10,104,184	▲1,019,118	10,104,184	9,132,445	▲971,739
6	11,142,795	9,697,283	▲1,445,512	9,697,283	9,090,930	▲606,353
7	14,406,091	13,280,470	▲1,125,621	13,280,470	12,621,130	▲659,340
8	9,814,162	9,237,395	▲576,767	9,237,395	8,200,190	▲1,037,205
9	7,033,415	7,394,585	361,170	7,394,585	5,888,660	▲1,505,925
10	7,024,264	8,260,995	1,236,731	—	—	—
11	10,066,915	9,505,150	▲561,765	—	—	—
産業祭	1,575,780	1,590,680	14,900	—	—	—
12	10,392,560	9,323,862	▲1,068,698	—	—	—
1	5,778,499	5,076,090	▲702,409	—	—	—
2	6,030,417	5,397,690	▲632,727	—	—	—
3	7,071,887	6,945,685	▲126,202	—	—	—
合計	109,336,436	103,678,944	▲5,657,492	57,578,792	52,307,345	▲5,271,447

第2表 施設利用者（来客）数

（単位：人）

(月)	H22年度	H23年度	比較	H23上期	H24上期	比較
4	12,386	11,882	▲504	11,882	11,031	▲851
5	15,068	13,739	▲1,329	13,739	13,343	▲396
6	13,689	12,723	▲966	12,723	11,694	▲1,029
7	14,923	14,029	▲894	14,029	13,225	▲804
8	12,116	11,407	▲709	11,407	10,463	▲944
9	9,619	9,809	190	9,809	7,815	▲1,994
10	9,467	10,425	958	—	—	—
11	12,975	12,144	▲831	—	—	—

12	12,203	11,883	▲320	—	—	—
1	8,796	8,426	▲370	—	—	—
2	9,216	8,486	▲730	—	—	—
3	10,088	9,932	▲156	—	—	—
合計	140,546	134,885	▲5,661	73,589	67,571	▲6,018

第3表 販売点数

(単位：点)

(月)	H22年度	H23年度	比較	H23上期	H24上期	比較
4	42,647	43,780	1,133	43,780	39,432	▲4,348
5	65,623	58,361	▲7,262	58,361	54,289	▲4,072
6	54,378	48,096	▲6,282	48,096	48,864	768
7	64,381	61,694	▲2,687	61,694	57,160	▲4,534
8	49,058	46,131	▲2,927	46,131	40,620	▲5,511
9	32,579	34,487	1,908	34,487	28,322	▲6,165
10	33,751	42,176	8,425	—	—	—
11	50,159	50,617	458	—	—	—
産業祭	6,282	6,922	640	—	—	—
12	50,909	48,468	▲2,441	—	—	—
1	29,653	25,831	▲3,822	—	—	—
2	30,792	24,989	▲5,803	—	—	—
3	37,533	32,523	▲5,010	—	—	—
合計	547,745	524,075	▲23,670	292,549	268,687	▲23,862

(4) 収支の状況

直売所の平成23年度収入支出決算状況及び平成24年度上期収入支出決算見込(消費税込)は、第4表のとおりである。

平成23年度の収入決算額は、1,068万5,931円である。このうち販売手数料収入は1,063万5,881円で、収入総額に占める割合は99.5%である。また、販売雑収入は5万50円で、収入総額に占める割合は0.5%であり、市からの委託料の支払いは受けていない。

支出決算額は1,405万6,702円で、その主なものは人件費の1,013万7,260円、光熱水費の122万5,298円、施設管理費等の93万4,644円で、支出総額に占める割合はそれぞれ72.1%、8.7%、6.7%である。

収支決算額は、337万771円の赤字決算となっている。

平成24年度上期(4~9月)の収入決算額は、537万8,927円である。このうち販売手数料収入は535万5,412円で、収入総額に占める割合は99.6%である。また、販売雑収入は2万3,515円で、収入総額に占める割合は0.4%であり、市からの委託料の支払いは受けていない。

支出決算額は746万2,288円で、その主なものは人件費の497万2,810円、光

熱水費の74万7,880円、施設管理費等の70万4,546円で、支出総額に占める割合はそれぞれ66.6%、10.0%、9.4%である。

収支決算額は、208万3,361円の赤字を見込んでいる。

第4表 収入支出決算状況（平成23年4月1日～平成24年9月30日）

収支状況(消費税込)

(単位 金額:円、率:%)

項目	平成23年度		平成24年度		
	全期	構成率	上期(4-9月)	構成率	
収入の部	販売手数料	10,635,881	99.5	5,355,412	99.6
	販売雑収入	50,050	0.5	23,515	0.4
	市委託料	0	0.0	0	0.0
	合計(A)	10,685,931	100	5,378,927	100
支出の部	人件費	10,137,260	72.1	4,972,810	66.6
	労働保険料他	449,462	3.2	193,759	2.6
	光熱水費	1,225,298	8.7	747,880	10.0
	通信費	106,622	0.8	52,295	0.7
	器具備品償却費	130,187	0.9	18,208	0.3
	施設管理費等	934,644	6.7	704,546	9.4
	助成金	632,000	4.5	626,000	8.4
	雑費	441,229	3.1	146,790	2.0
合計(B)	14,056,702	100	7,462,288	100	
収支差引(A)-(B)	▲ 3,370,771		▲ 2,083,361		

※ 販売手数料は、販売高の10%他である。販売雑収入は配送手数料である。

4 総括

直売所の指定管理者である「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務及び公の施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、適切に処理されているものと認められた。

また、所管課においては、毎月始めに1回運営委員会を開催し、指定管理者職員（羽村市農産物直売所運営委員会10人・西多摩農業協同組合2人）から事業報告を受けるとともに東京都普及センター（2人）を交えて指導・協議を行うなど、履行確認及び指導監督は適切に行われていた。

直売所に指定管理者制度を導入した目的は、民間活力の導入による新鮮な農産物等の供給と、市内農業の振興に寄与することにある。その意味で、直売所の第3期の指定管理者に「羽村市農産物直売所運営委員会・西多摩農業協同組合」を指定し管理運営させたことは、指定管理者制度を導入した目的が遂行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は、下記のとおりである。

◆ 指定管理者制度の導入効果について

直売所に指定管理者制度を導入し第3期目を迎えたが、安定した運営がなされており、本制度の導入効果を確認することができた。指定管理者は仕様に沿った施設運営の中で、地域住民とのふれあいをはかり、相互理解を深め、農業振興に取り組むことを目的にあげて管理運営がされていた。また、施設の安全性や衛生管理についても販売品における放射性物質検査の充実と生産履歴記帳の徹底を重点的に取り組むなど、その実績は、所管課との信頼関係が築かれていくことから伺え、指定管理者の努力を評価するところである。

経営面は、福島第一原発事故による放射線物質問題に対する市民の声に対応するため、検査機（500万円）を購入するなどにより平成23年度の収支では337万1,000円の赤字決算となっている。これは市が指定管理委託料を支援していないこともあるが、施設利用者数は5,661人減少し、販売高も565万7,000円減少する中で、サービスの質を落とさずに市民のニーズに対応するなど、食の安全・安心、地産地消のため、効率的運営に努められていることから推察される。また平成24年度は自主事業による収入の増加は見られないが、経費の削減だけでなく、後にも述べるとおり収入の面においても指定管理者の努力の積み重ねを期待するところである。

今後も引き続き安全・安心・安定的な本制度の導入効果を維持し、公の施設としての安全性を確保し、市民のニーズにより質の高いサービスの提供が図られていくことを期待する。

◆ 直売所の利用者増進と安定した経営に向けて

前項でも述べたが、施設利用者数が減少している中で、指定管理者は利用者増進のための取り組みとして、直売所で販売する野菜の放射線対応を外部に委託せず、内部で済ましており、また、学校給食に使う野菜や保育園に供給する食材も全てを食品衛生法の基準値以内かどうか内部で検査するなど、経費を合理化して体制を整えるとともに、給食に使う食材全てを検査していることは評価するところである。また、野菜・花卉特売や季節野菜の試食会、農業委員会とタイアップした農ウォークなどを企画して、自主事業の拡大をはかるなどの営業活動も、新規客やリピーターの確保等の取り組みとして評価に値するところである。

また、施設の利用者増進のためには、広報やホームページを使ってのPR等の実施が考えられるが、市も指定管理者を適切に指導監督するだけでなく、ともに知恵を絞り指定管理者との協働・連携により更なる利用者増進のために行動することが求められる。そのような中で、都市農業は、新鮮・良質・安全な農作物の提供の他に、緑地空間・水辺空間や災害時のオープンスペースの提供、また子どもたちの農業体験・交流ふれあいの場としての役割も期待されている。よって直売所の利用者増進に向けては、指定管理者の今までの実績を活かした自主事業の拡大など創意工夫した営業活動と併せ、市も宅地化などによる農地の減少が進む現状においては、緑地空間・水辺空間等や子どもたちの農業体験等に経営面からだけでなく色々な面で支援し、直売所が独立した事業としてバランスの取れた経営が図れ、長期に継続されるよう努めていただきたい。

◆ 施設の維持管理について

直売所は平成 14 年に開設してから 10 年が経過するが、これも来客者の要望にあった施設改善や施設全体の修繕等が、適切に実施されているからと推察できる。その中で、10 年間大きな事故はないということも、指定管理者・市、双方の職員の努力が実っていると評価するところである。

財政状況の厳しい中ではあるが、今後も公の施設としての安全性を第一に確保し、市民に良質で新鮮な農産物の販売をするためにも、来客者の意見・要望を管理運営に反映させ、施設の修繕・改善計画を継続して市と協議していくことを希望する。

また、施設の延命のためには、何よりも日ごろの管理・点検が重要である。指定管理者の「施設及び駐車場の日常清掃」から早期発見による施設の維持管理業務の更なる推進も期待するところである。